毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　規　則　　所管課（室）名
○振興局長委任規則の一部を改正する規則　　新行政推進室
○長崎県組織規則の一部を改正する規則　　〃

◎　訓　令
○長崎県決裁規程の一部改正　　新行政推進室

規　　則

振興局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和６年３月29日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県規則第20号の４

振興局長委任規則の一部を改正する規則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（所管区域における委任事項） 第２条　次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項中第１号及び第２号を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第３号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第３号、土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第３号、土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第180号から第	（所管区域における委任事項） 第２条　次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項中第１号及び第２号を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第３号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第３号、土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第３号、土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第180号から第

185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産関係事項中第３号、土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。	185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産関係事項中第３号、土木関係事項中第４号から第９号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。
略	略
農林関係事項	農林関係事項
(1)～(36)　略	(1)～(36)　略
(37)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第43条第２項及び第５項の規定による土地所有者等関連情報の提供に関すること。	(37)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第39条第２項及び第５項の規定による土地所有者等関連情報の提供に関すること。
(38)～(46)　略	(38)～(46)　略
土木関係事項	土木関係事項
(1)～(69)　略	(1)～(69)　略
(70)　条例第12条の規定による占用の許可等（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第37条の規定による許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定による承認を要するものにあっては、許可又は承認を受けたものに限る。）に関すること。	(70)　条例第12条の規定による占用の許可等（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の規定による許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定による承認を要するものにあっては、許可又は承認を受けたものに限る。）に関すること。
(71)～(81)　略	(71)～(81)　略
(82)　長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）第５条の規定による手数料の減免に関すること（振興局長に委任した事務に関することに限る。）。	(82)　長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）第５条の規定による手数料の減免に関すること。
(83)及び(84)　略	(83)及び(84)　略
(85)　法第12条第１項、第３項（昇降機及び遊戯施設に関するものを除く。）、第５項及び第６項の規定による報告の受理、検査等に関すること。	(85)　法第12条第１項、第３項、第５項及び第６項の規定による報告の受理、検査等に関すること。
(86)～(93)　略	(86)～(93)　略
(94)　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第６項の規定による認定に関すること。	
(95)～(130)　略	(94)～(129)　略
(131)　長崎県福祉のまちづくり条例（平成９年長崎県条例第９号。次号から第135号までにおいて「条例」という。）第13条第１項ただし書の規定による認定に関すること。	(130)　長崎県福祉のまちづくり条例（平成９年長崎県条例第９号。次号から第135号までにおいて「条例」という。）第13条第１項ただし書の規定による認定に関すること（建築基準法第６条の規定による確認で本庁審査分を除く。第132号において同じ。）。
(132)～(186)　略	(131)～(185)　略
(187)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。次号から第201号までにおいて「法」という。）第８条の規定による建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項についての必要な指導及び助言に関すること。	(186)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。次号から第200号までにおいて「法」という。）第８条の規定による建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項についての必要な指導及び助言に関すること。
(188)～(207)　略	(187)～(206)　略

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月29日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県規則第20号の５

長崎県組織規則の一部を改正する規則

長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

（内部組織に置く課室等）

第７条　次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター（以下「課室等」という。）を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。

内部組織	課室等	係及び班
秘書・広報戦略部	秘書課	調整班　秘書班　行幸啓班
	略	
企画部	略	
	IR室	
	略	
略		
文化観光国際部	文化振興・世界遺産課	総務・予算班　文化企画班　歴史文化班　地域文化班　世界遺産班
	ながさきピース文化祭課	
	略	
略		
福祉保健部	福祉保健課	略
	地域保健推進課	
	略	
	略	
こども政策局	こども未来課	総務・予算班　こども企画班　幼児教育・保育支援班　地域子育て推進班
	略	
産業労働部	略	
	新産業推進課	DX・新産業支援班　スタートアップ推進班
	新エネルギー推進室	
	略	
	未来人材課	
	略	
水産部	漁政課	
	漁業振興課	
	略	
	水産経営課	
	水産加工流通課	
	漁港漁場課	

改正前

（内部組織に置く課室等）

第７条　次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター（以下「課室等」という。）を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。

内部組織	課室等	係及び班
秘書・広報戦略部	秘書課	調整班　秘書班
	略	
企画部	略	
	IR推進課	
	略	
略		
文化観光国際部	文化振興・世界遺産課	総務・予算班　文化企画班　歴史文化班　地域文化班　世界遺産班　国民文化祭班
	略	
略		
福祉保健部	福祉保健課	略
	略	
	感染症対策室	感染症対策班
	略	
こども政策局	こども未来課	総務・予算班　少子化対策班　幼児教育・保育支援班　地域子育て推進班
	略	
産業労働部	略	
	新産業創造課	DX・新産業支援班　スタートアップ推進班　エネルギー産業振興班
	略	
	未来人材課	人材確保班　人材育成班
	略	
水産部	漁政課	総務・予算班　企画調整班　検査指導班
	漁業振興課	資源管理班　漁業調整班
	略	
	水産経営課	漁村振興班　経営金融班
	水産加工流通課	国内マーケティング班　養殖・輸出振興班　魚市場班
	漁港漁場課	調整・管理班　漁港計画班　漁

農林部	略	
	農業経営課	就農支援班　経営支援班　金融班　農地集積班
	略	
土木部	略	
	建設企画課	企画調整班　技術情報班　技術基準班　公共工事契約指導班　総合評価班　インフラDX推進班
	略	

２及び３　略

（出納局）

第８条　略

２　出納局に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課及び室に同表右欄に掲げる班を置く。

課	隊
会計課	総務調整班　指導班　システム開発・運用班　審査・国費班　出納決算班
略	

（企画部各課室）

第９条の２　企画部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

政策調整課

⑴～⑶　略

⑷　部内各課（室）の予算の事務に関すること。

⑸　部内各課（室）の連絡調整に関すること。

⑹　部内他課（室）の所管に属しないこと。

略

IR室

略

（文化観光国際部各課室）

第10条の４　文化観光国際部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

ながさきピース文化祭課

⑴　国民文化祭に関すること。

⑵　全国障害者芸術・文化祭に関すること。

観光振興課

⑴及び⑵　略

⑶～⑸　略

略

（福祉保健部各課室）

第12条　福祉保健部（こども政策局を除く。）各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

⑴及び⑵　略

⑶～㉓　略

地域保健推進課

⑴　地域保健対策に関すること。

		港漁村防災班　漁場・環境計画班　漁場・環境整備班
農林部	略	
	農業経営課	就農支援班　経営支援班　金融班　人・農地・産地振興班
	略	
土木部	略	
	建設企画課	企画調整班　技術情報班　技術基準班　公共工事契約指導班　総合評価班
	略	

２及び３　略

（出納局）

第８条　略

２　出納局に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課及び室に同表右欄に掲げる班を置く。

課	隊
会計課	総務調整班　指導班　財務システム班　審査・国費班　出納決算班
略	

（企画部各課）

第９条の２　企画部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

政策調整課

⑴～⑶　略

⑷　部内各課の予算の事務に関すること。

⑸　部内各課の連絡調整に関すること。

⑹　部内他課の所管に属しないこと。

略

IR推進課

略

（文化観光国際部各課室）

第10条の４　文化観光国際部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

観光振興課

⑴及び⑵　略

⑶　長崎県亜熱帯植物園に関すること。

⑷～⑹　略

略

（福祉保健部各課室）

第12条　福祉保健部（こども政策局を除く。）各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

⑴及び⑵　略

⑶　地域保健対策に関すること。

⑷～㉔　略

㉕　保健師、栄養士等の教育研修に関すること。

⑵　健康危機管理に関すること。	
⑶　保健師、栄養士等の教育研修に関すること。	
⑷　感染症の予防及びまん延の防止並びに患者に対する医療等に関すること。	
⑸　予防接種対策に関すること。	
⑹　肝炎対策に関すること。	
略	略
	感染症対策室
	結核及び感染症対策に関すること。
略	略
薬務行政室	薬務行政室
⑴　略	⑴　略
⑵　薬剤師確保対策に関すること。	⑵　薬剤師に関すること。
⑶～⑻　略	⑶～⑻　略
略	略
障害福祉課	障害福祉課
⑴～⑬　略	⑴～⑬　略
⑭　障害者福祉施設及び精神科病院従事者等による障害者虐待の防止に関すること。	⑭　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止に関すること。
略	略
（福祉保健部こども政策局各課）	（福祉保健部こども政策局各課）
第13条　福祉保健部こども政策局各課の分掌事務は、次のとおりとする。	第13条　福祉保健部こども政策局各課の分掌事務は、次のとおりとする。
略	略
こども家庭課	こども家庭課
⑴～⑸　略	⑴～⑸　略
⑹　女性保護事業に関すること。	⑹　婦人保護事業に関すること。
⑺　女性相談支援センター及び清和寮に関すること。	⑺　婦人相談所及び清和寮に関すること。
⑻～⑱　略	⑻～⑱　略
（産業労働部各課）	（産業労働部各課）
第14条　産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。	第14条　産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。
略	略
企業振興課	企業振興課
⑴　地場企業の発展支援に関すること。	⑴　電源立地地域対策に関すること。
⑵　ものづくり産業の競争力強化支援に関すること。	⑵　産業支援機関の運営に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。
⑶　企業立地に関すること。	⑶　地場企業の発展支援に関すること。
⑷　工業団地等産業基盤の整備に関すること。	⑷　ものづくり産業の競争力強化支援に関すること。
⑸　工場立地の調査に関すること。	⑸　企業立地に関すること。
⑹　食品産業の振興に関すること。	⑹　工業団地等産業基盤の整備に関すること。
⑺　地域産品の振興に関すること。	⑺　工場立地の調査に関すること。
⑻　産業支援機関の運営に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。	⑻　農村地域産業導入促進に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。
⑼　電源立地地域対策に関すること。	⑼　食品産業の振興に関すること。
⑽　鉱業及び旧産炭地域の振興に関すること。	⑽　地域産品の振興に関すること。
⑾　農村地域産業導入促進に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。	⑾　鉱業及び旧産炭地域の振興に関すること。
新産業推進課	新産業創造課
⑴～⑷　略	⑴～⑷　略
⑸　サービス産業の振興に関すること。	⑸　略
⑹　略	⑹　海洋エネルギー産業の拠点形成の推進に関すること。
	⑺　ながさき海洋・環境産業拠点特区に関すること。
	⑻　海洋再生可能エネルギー実証フィールドの構築及び当該実証から商用化までを見据えた関連事業の誘致促進に関すること。

新エネルギー推進室
⑴　海洋エネルギー関連産業の振興及び拠点形成に関すること。
⑵　ながさき海洋・環境産業拠点特区に関すること。
⑶　再生可能エネルギー関連産業等の振興に関すること。
⑷　電力事業に関すること。
経営支援課
⑴～⑽　略

⑾～⑭　略
未来人材課
⑴～⑷　略
⑸　外国人材の県内就職促進及び就労支援に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。
雇用労働政策課
⑴～⑽　略

（土木部各課室）
第18条　土木部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。
監理課
⑴～⑹　略
⑺　建設企画課の庶務及び予算経理に関すること。

⑻～⑽　略
建設企画課
⑴～⑼　略
⑽　インフラ分野のデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。
略
（名称、位置、所管区域等）
第26条　法令、条例又は前条の規定により設置された地方機関等の名称、位置及び所管区域等は、次の表に掲げるとおりとする。

関係部局	名称	位置	所管区域	根拠法令等	機関の種別
略					
福祉保健部関係	略				
	清和寮	長崎市		長崎県女性自立支援施設設置条例（昭和33年長崎県条例第25号）	略
	略				
略					

（内部組織）
第28条　振興局に置く内部組織の名称は、次の表に掲げると

⑼　再生可能エネルギー及び水素の導入促進並びに関連の振興に関すること。
⑽　電力事業に関すること。

経営支援課
⑴～⑽　略
⑾　サービス産業の振興に関すること。
⑿～⒂　略
未来人材課
⑴～⑷　略

雇用労働政策課
⑴～⑽　略
⑾　外国人材の就労の支援に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。
（土木部各課室）
第18条　土木部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。
監理課
⑴～⑹　略
⑺　建設企画課及び新幹線事業対策室の庶務及び予算経理に関すること。
⑻～⑽　略
建設企画課
⑴～⑼　略

略
（名称、位置、所管区域等）
第26条　法令、条例又は前条の規定により設置された地方機関等の名称、位置及び所管区域等は、次の表に掲げるとおりとする。

関係部局	名称	位置	所管区域	根拠法令等	機関の種別
略					
福祉保健部関係	略				
	清和寮	長崎市		長崎県婦人保護施設設置条例（昭和33年長崎県条例第25号）	略
	略				
略					

（内部組織）
第28条　振興局に置く内部組織の名称は、次の表に掲げると

おりとする。

地方機関	部	課及び室	係、班等
略			
県北振興局	略		
	建設部	略	
		道路維持第一課	維持舗装第一班　維持舗装第二班
		略	
略			

２～７　略

（分掌事務）

第29条　振興局の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び所	課、室等	分掌事務
略			
県北振興局	略		
	商工水産部	商工観光課	１～６　略 ７～14　略
		略	
	略		
略			

（分掌事務）

第34条　福祉事務所等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部、局、課及び室	分掌事務
福祉事務所	福祉課	１～20　略 21　女性保護事業に関すること。 22　略
略		

（部長等）

第50条　略

２　前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
略	
政策監（国際戦略担当）	略
政策監（政策調整担当）	関係職員を指揮監督して特に重要な政策の総合調整に係る事務を掌

おりとする。

地方機関	部	課及び室	係、班等
略			
県北振興局	略		
	建設部	略	
		道路維持第一課	維持舗装班
		略	
略			

２～７　略

（分掌事務）

第29条　振興局の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び所	課、室等	分掌事務
略			
県北振興局	略		
	商工水産部	商工観光課	１～６　略 ７　貸金業に関すること。 ８～15　略
		略	
	略		
略			

（分掌事務）

第34条　福祉事務所等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部、局、課及び室	分掌事務
福祉事務所	福祉課	１～20　略 21　家庭児童相談室に関すること。 22　婦人保護事業に関すること。 23　略
略		

（部長等）

第50条　略

２　前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
略	
政策監（IR推進担当）	関係職員を指揮監督して特に重要なIRの推進に係る事務を掌理する。
政策監（新産業振興担当）	関係職員を指揮監督して特に重要な新産業振興に係る事務を掌理する。
政策監（デジタル戦略担当）	関係職員を指揮監督して特に重要なデジタル戦略に係る事務を掌理する。
政策監（国際戦略担当）	略

	理する。
政策監（農村整備事業・諫早湾干拓担当）	関係職員を指揮監督して特に重要な農村整備事業及び諫早湾干拓に係る事務を掌理する。
略	

略

略	
参事	略
調整監	高度の専門的知識又は経験を必要とする調整業務を関係職員を指揮監督して処理し、重要事項の総合調整に参画する。
略	

３～６　略

（保健所長等）

第53条の２　略

２　略

３　保健所（対馬保健所を除く。）に次長を置き、当該保健所の所管区域を所管する振興局保健部副部長（上五島保健所にあっては、五島振興局上五島支所保健部の副部長）をもって充てる。

４及び５　略

略	
参事監（政策調整担当）	関係職員を指揮監督して重要な政策の総合調整に係る事務を掌理する。
略	
参事監（農村整備事業・諫早湾干拓担当）	関係職員を指揮監督して重要な農村整備事業及び諫早湾干拓に係る事務を掌理する。
参事監（G7保健大臣会合担当）	関係職員を指揮監督して重要なG7保健大臣会合に係る事務を掌理する。
略	
参事	略

略

３～６　略

（保健所長等）

第53条の２　略

２　略

３　保健所に次長を置き、当該保健所の所管区域を所管する振興局保健部副部長（上五島保健所にあっては、五島振興局上五島支所保健部の副部長）をもって充てる。

４及び５　略

附　則

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる組織の組織上の職を命じられている者又は当該組織に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織の組織上の職に命じられ、又は当該組織に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
企画部　ＩＲ推進課　　課長補佐	企画部　ＩＲ室　　課長補佐
企画部　ＩＲ推進課　（東京駐在）　課長補佐	企画部　ＩＲ室　（東京駐在）　課長補佐
企画部　ＩＲ推進課　　係長	企画部　ＩＲ室　　係長
こども政策局　こども未来課　少子化対策班　課長補佐	こども政策局　こども未来課　こども企画班　課長補佐
産業労働部　新産業創造課　　総括課長補佐	産業労働部　新産業推進課　　総括課長補佐
産業労働部　新産業創造課　ＤＸ・新産業支援班　課長補佐	産業労働部　新産業推進課　ＤＸ・新産業支援班　課長補佐
産業労働部　新産業創造課　ＤＸ・新産業支援班　係長	産業労働部　新産業推進課　ＤＸ・新産業支援班　係長
産業労働部　新産業創造課　スタートアップ推進班　参事	産業労働部　新産業推進課　スタートアップ推進班　参事
産業労働部　新産業創造課　　課長補佐（大村駐在）（長崎県産業振興財団派遣）	産業労働部　新産業推進課　　課長補佐（大村駐在）（長崎県産業振興財団派遣）
産業労働部　新産業創造課　　係長（大村駐在）（長崎県産業振興財団派遣）	産業労働部　新産業推進課　　係長（大村駐在）（長崎県産業振興財団派遣）
産業労働部　未来人材課　人材育成班　課長補佐	産業労働部　未来人材課　　課長補佐

産業労働部　未来人材課　人材育成班　係長	産業労働部　未来人材課　　係長
水産部　漁政課　企画調整班　係長	水産部　漁政課　　係長
水産部　漁政課　検査指導班　参事	水産部　漁政課　　参事
水産部　漁業振興課　資源管理班　課長補佐	水産部　漁業振興課　　課長補佐
水産部　漁業振興課　漁業調整班　参事	水産部　漁業振興課　　参事
水産部　漁業振興課　漁業調整班　係長	水産部　漁業振興課　　係長
水産部　水産経営課　漁村振興班　課長補佐	水産部　水産経営課　　課長補佐
水産部　水産経営課　漁村振興班　係長	水産部　水産経営課　　係長
水産部　水産加工流通課　国内マーケティング班　課長補佐	水産部　水産加工流通課　　課長補佐
水産部　水産加工流通課　養殖・輸出振興班　係長	水産部　水産加工流通課　　係長
水産部　水産加工流通課　魚市場班　課長補佐	水産部　水産加工流通課　　課長補佐
水産部　漁港漁場課　調整・管理班　係長	水産部　漁港漁場課　　係長
水産部　漁港漁場課　漁港計画班　課長補佐	水産部　漁港漁場課　　課長補佐
水産部　漁港漁場課　漁港漁村防災班　課長補佐	水産部　漁港漁場課　　課長補佐
水産部　漁港漁場課　漁港漁村防災班　係長	水産部　漁港漁場課　　係長
水産部　漁港漁場課　漁場・環境計画班　課長補佐	水産部　漁港漁場課　　課長補佐
水産部　漁港漁場課　漁場・環境整備班　係長	水産部　漁港漁場課　　係長
農林部　農業経営課　人・農地・産地振興班　係長	農林部　農業経営課　農地集積班　係長
企画部　ＩＲ推進課	企画部　ＩＲ室
産業労働部　新産業創造課	産業労働部　新産業推進課

訓　　令

長崎県訓令第４号

本　　庁
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第４号）の一部を次のように改正する。

令和６年３月29日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（課長等の共通決裁事項） 第９条　本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。 ⑴～㉑　略 ㉒　所属職員（部長等、政策監等及び自らを含む。）及び当該課において歳出予算を所管する地方機関の職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当の決定又は改定に関すること。 ㉓及び㉔　略 ㉕　税外諸収入金の調定収入に関すること（指定納付受託者からの収入については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に基づき自所属で指定したものに限る。）。 ㉖～㊸　略 ２　略 ３　総務事務センター長は、第１項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について決裁することができる。 ⑴　他の所属職員（部長等、政策監等を含む。）の扶養親	（課長等の共通決裁事項） 第９条　本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。 ⑴～㉑　略 ㉒　所属職員（部長等、政策監等及び自らを含む。）及び当該課において歳出予算を所管する地方機関の職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。 ㉓及び㉔　略 ㉕　税外諸収入金の調定収入に関すること。 ㉖～㊸　略 ２　略 ３　総務事務センター長は、第１項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について決裁することができる。 ⑴　他の所属職員（部長等、政策監等を含む。）の扶養親

族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当の決定又は改定に関すること。

⑵　長崎振興局、計量検定所、西彼福祉事務所、長崎こども・女性・障害者支援センター、清和寮、開成学園、長崎高等技術専門校及び総合水産試験場の所属職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当の決定又は改定に関すること。

⑶～⑹　略

４　略

（地方機関の長の共通決裁事項）

第10条　地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる（保健所長及び家畜保健衛生所長を除く。）。

⑴～⑬　略

⑭　当該地方機関において歳出予算の所管する地方機関の職員に係る扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当の決定又は改定に関すること。

⑮～㉒　略

（地方機関の次長等の決裁）

第13条　長崎こども・女性・障害者支援センター及びこども医療福祉センターの次長は、第10条の規定により当該機関の長が決裁することができることとされている事項のうち、次に掲げるものについて決裁することができる。

⑴～⑭　略

⑮　当該かいの所属職員及び当該かいにおいて歳出予算を所管する他の地方機関の所属職員に係る扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び在宅勤務等手当の決定又は改定に関すること。

２～７　略

別表第３（第12条関係）

文化観光国際部

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
観光振興課		旅行業法（昭和27年法律第239号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）の規定により観光庁長官の権限に属する事務で都道府県知事が行うこととするとされた事項のうち次に掲げる事項に関すること。 １　法第18条の３第１項の規	旅行業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、旅行業法施行令の規定により、観光庁長官の権限に属する事務で都道府県知事が行うこととするとされた事項（法第18条の３第１項、第19条、第36条及び第37条の規定による事項を除く。）に関すること。

族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

⑵　長崎振興局、計量検定所、西彼福祉事務所、長崎こども・女性・障害者支援センター、清和寮、開成学園、長崎高等技術専門校及び総合水産試験場の所属職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

⑶～⑹　略

４　略

（地方機関の長の共通決裁事項）

第10条　地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる（保健所長及び家畜保健衛生所長を除く。）。

⑴～⑬　略

⑭　当該地方機関において歳出予算の所管する地方機関の職員に係る扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

⑮～㉒　略

（地方機関の次長等の決裁）

第13条　長崎こども・女性・障害者支援センター及びこども医療福祉センターの次長は、第10条の規定により当該機関の長が決裁することができることとされている事項のうち、次に掲げるものについて決裁することができる。

⑴～⑭　略

⑮　当該かいの所属職員及び当該かいにおいて歳出予算を所管する他の地方機関の所属職員に係る扶養親族の認定、住居手当の決定又は改定及び通勤手当の決定又は改定に関すること。

２～７　略

別表第３（第12条関係）

文化観光国際部

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
観光振興課		旅行業法（昭和27年法律第239号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）に規定する国土交通大臣の職権で都道府県知事が行うことができることとされた事項（法第６条の４第３項及び第26条の規定による事項を除く。）に関すること。	１　旅行業法第６条の４第３項の規定による登録事項の変更の届出に関すること。 ２　旅行業法第26条の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。

		定による旅行業者等の業務改善命令に関すること。 ２　法第19条の規定による旅行業者等の登録の取消し等に関すること。 ３　法第36条の規定による旅行サービス手配業者の業務改善命令に関すること。 ４　法第37条の規定による旅行サービス手配業者の登録の取消し等に関すること。	

略

県民生活環境部

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
自然環境課		１～６　略	１　自然公園法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　略 イ　法第20条第３項各号に掲げる国立公園に関する行為のうち、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下本号中「政令」という。）附則第２項各号に掲げる事務 ウ～オ　略 ２～６　略

略

県民生活環境部

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
自然環境課		１～６　略	１　自然公園法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　略 イ　法第20条第３項各号に掲げる国立公園に関する行為のうち、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下本号中「政令」という。）附則第３項各号に掲げる事務 ウ～オ　略 ２～６　略

略

福祉保健部

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
福祉保健課	略		

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
地域保健推進課	略	１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第10条の規定による予防計画の策定 イ　法第15条の３第５項及び第51条の４第２項の規定による要請 ウ　法第33条の規定による交通の制限及び遮断 エ　法第36条の24の規定による返還命令 オ　法第36条の37第３項の規定による通知 カ　法第43条の規定による報告の請求、検査及び診療報酬の支払の差止め キ　法第44条の４の２第１項、第２	１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第12条第２項及び第３項、第13条第３項及び第４項、第14条第３項、第14条の２第４項、第15条第13項及び第14項、第16条の３第８項、第26条の３第６項、第26条の４第６項、第44条の３の５第４項、第44条の11第６項、第50条の６第４項、第51条第１項、第52条第１項並びに第56条第２項の規定による報告及び通報 イ　法第14条第１項及び第６項、法第14条の２

略

福祉保健部

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
福祉保健課	略		

			項及び第３項並びに第51条の２第１項、第２項及び第３項の規定による要請 ク　法第63条の４の規定による指示 ２　不法入国者の臨時衛生措置に関すること。 ３　予防接種法（昭和23年法律第68号）第６条及び第９条の規定による臨時予防接種の命令に関すること。 ４　災害時防疫に関すること。	第１項及び第７項並びに第38条第２項、第10項及び第11項の規定による医療機関等の指定、届出の受理及び指定の取消し ウ　法第15条第１項及び第２項、法第35条第１項の規定による職員の任免並びに法第15条第12項、法第35条第２項の規定による証明書の交付 エ　法第15条第８項、第10項及び第11項の規定による命令、通知及び書面の交付 オ　法第14条第８項、法第15条第16項、法第16条の２第１項、第２項及び第３項、法第16条の３第10項、第26条の３第８項、第26条の４第８項、第36条の４、第36条の５第１項、第２項及び第４項、第36条の７並びに第36条の８第１項、第２項及び第	

				３項の規定による要請、指示、勧告、報告及び公表 カ　法第15条の２及び法第15条の３の規定による質問、調査及び報告 キ　法第16条第１項及び第３項の規定による公表及び提供 ク　法第24条第５項の規定による委員の任命 ケ　法第25条第４項の規定による審査請求の受理、移送及び通知 コ　法第26条の３第１項及び第３項並びに第26条の４第１項及び第３項の規定による命令、収去及び採取 サ　法第36条の２第１項及び第３項の規定による通知及び公表 シ　法第36条の３第１項、第３項及び第５項並びに第36条の６第１項及び第２項の規定による協定締結、意見聴取及び公表 ス　法第36条の８第４項	

				の規定による助言及び援助 セ　法第36条の９及び第36条の11の規定による措置の実施、委託及び費用の支弁 ソ　法第36条の22及び第36条の37第１項の規定による報告の聴取及び検査 タ　法第40条の規定による支払、決定、聴取及び委託 チ　法第42条、第44条の３の２、第44条の３の３、第50条の３及び第50条の４の規定による医療費及び療養費の公費負担 ツ　法第44条の３の規定による要請、委託等 テ　法第44条の５第４項及び第44条の６の規定による報告及び資料の提出 ト　法第53条の10の規定による通知 ナ　法第63条の３第１項及び第４項の規定による総合調整及び要請	
				２　感染症の予	

			防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関すること。 ア　規則第19条の３第５項及び第６項の規定による要請 イ　規則第19条の７の規定による基準の策定 ウ　規則第23条の13第４項及び第27条の２第４項の規定による意見の申出 ３　予防接種の実施に関すること。 ４　急性感染症防疫業務のうち技術的指導に関すること。

略

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
感染症対策室		１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関すること。 ア　法第12条第２項及び第３項、第

					13条第３項及び第４項、第14条第３項、第14条の２第４項、第15条第13項及び第14項、第51条第１項、第52条第１項及び第56条第２項の規定による報告及び通報	
					イ　法第14条第１項及び第６項、第38条第２項及び第９項の規定による医療機関の指定及び取消し	
					ウ　法第15条第１項及び第35条第１項の規定による職員の任免	
					エ　法第15条第８項、第10項及び第11項の規定による命令、通知及び書面の交付	
					オ　法第16条の２第１項、第２項及び第３項の規定による要請、勧告及び公表	
					カ　法第24条の規定による委員の任命	
					キ　法第42条の規定による医療費及び療養費の公費負担	
					２　予防接種の	
				ア　法第10条の規定による予防計画の策定		
				イ　法第33条の規定による交通の制限及び遮断		
				ウ　法第43条の規定による報告の請求、検査及び診療報酬の支払の差し止め		
				２　不法入国者の臨時衛生措置に関すること。		
				３　予防接種法（昭和23年法律第68号）第６条及び第９条の規定による臨時予防接種の命令に関すること。		
				４　災害時防疫に関すること。		

			実施に関すること。 ３　急性感染症防疫業務のうち技術的指導に関すること。

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
薬務行政室		１～２　略 ３　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第12条の３の規定による大麻草採取栽培者の免許の取消し及び栽培の中止命令に関すること。 ４～８　略	１～５　略 ６　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第５条第１項の規定による大麻草採取栽培者の免許 イ　法第６条第３項の規定による登録事項の変更 ウ　法第７条の規定による免許証の再交付及び返納 エ　法第11条ただし書の規定による大麻持出しの許可 オ　法第12条の規定による廃棄の届出 カ　法第12条の２の規定による事故の届出 キ　法第12条

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
薬務行政室		１～２　略 ３　大麻取締法（昭和23年法律第124号）第18条の規定による大麻取扱者の免許の取消しに関すること。 ４～８　略	１～５　略 ６　大麻取締法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第５条第１項の規定による大麻取扱者の免許 イ　法第10条の規定による登録の抹消等 ウ　法第14条ただし書の規定による大麻持出の許可

			の４の規定による登録の抹消等 ク　法第12条の５第２項の規定による免許期間満了者等による大麻の譲渡しの届出 ケ　法第９条及び第15条の規定による報告 コ　略 7～15　略

略

水産部

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
漁港漁場課	1　略	1　略	1　漁港の指定内容変更（軽微な変更に限る。）の申請に関すること（漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条第３項又は第４項に掲げる漁港に係る場合に限る。）。
		2　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ　略 オ　法第41条の規定による活用推進計画の決定	2　漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第２項の規定による漁港管理規程の届出の受理に関すること。 3～5　略

			エ　法第15条及び第17条の規定による報告 オ　略 7～15　略

略

水産部

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
漁港漁場課	1　略	1　略	1　漁港の指定内容変更（軽微な変更に限る。）の申請に関すること（漁港漁場整備法第６条第３項又は第４項に掲げる漁港に係る場合に限る。）。
		2　漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ　略 オ　法第40条の規定による漁港施設とみなされる施設の認可申請及び	2　漁港漁場整備法第34条第２項の規定による漁港管理規程の届出の受理に関すること。 3～5　略

									指定（法第６条第２項に掲げる漁港に係る場合に限る。）		
									カ　法第41条の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入、測量又は検査		
			カ　法第43条の規定による実施計画の認定等								
			キ　法第44条の規定による実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付け								
			ク　法第45条の規定による実施計画に係る勧告及び認定の取消し								
			ケ　法第47条の規定による助言又は勧告								
			コ　法第48条の規定による漁港水面施設運営権の設定								
			サ　法第49条第３項の規定による漁港水面施設運営権に関する協議に対する同意								
			シ　法第55条第２項の規定による漁港水面施設運営権の移転に係る許可等								
			ス　法第59条の規定による漁港水面施設運営権の取消し等								
			セ　法第60条								

		の規定による漁港水面施設運営権者に対する補償 ソ　法第61条の規定による漁港協力団体の指定 タ　法第63条の規定による漁港協力団体の監督等 チ　法第66条の規定による関係地方公共団体に対する意見聴取、漁港施設とみなされる施設の指定（法第６条第２項に掲げる漁港に係る場合に限る。） ツ　法第67条の規定による調査、測量及び検査 テ　法第68条の規定による国土交通大臣に対する協議	
		３　漁港の指定及び指定内容変更（軽微な変更を除く。）の申請に関すること（漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条第３項又は第４項に掲げる漁港に係る場合に限る。）。	
		４～８　略	

農林部
略

		３　漁港の指定及び指定内容変更（軽微な変更を除く。）の申請に関すること（漁港漁場整備法第６条第３項又は第４項に掲げる漁港に係る場合に限る。）。	
		４～８　略	

農林部
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
畜産課		１及び２　略	１～３　略 ４　長崎県家畜改良増殖法施行細則（昭和39年長崎県規則第95号）第９条の規定による種付の報告に関すること。 ５　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の６の規定による飼養衛生管理基準における勧告及び命令に関すること。 ６～35　略

略

土木部

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
道路建設課		１　略 ２　地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第24条の規定による承認に関すること。	略

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
建築課	１～３　略	１～５　略 ６　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以	１　建築基準法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ　略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
畜産課		１及び２　略	１～３　略 ４　長崎県家畜改良増殖法施行細則（昭和39年長崎県規則第95号）第10条の規定による種付の報告に関すること。 ５　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の４の規定による飼養衛生管理基準における勧告及び命令に関すること。 ６～35　略

略

土木部

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
道路建設課		１　略	略

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
建築課	１～３　略	１～５　略 ６　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以	１　建築基準法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ　略

			下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。			下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	
			ア～ウ　略			ア～ウ　略	ウ　法第７条の６、第18条、第87条の４及び第88条の規定による建築物等の仮使用の認定
			７及び８　略	ウ　法第９条、第46条及び第48条の規定による意見の聴取の実施		７及び８　略	エ　法第９条、第46条及び第48条の規定による意見の聴取の実施
				エ　法第12条第３項の規定による昇降機及び遊戯施設の定期報告		９　景観法（平成16年法律第110号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	オ　法第12条第３項の規定による昇降機及び建築設備の定期報告
				オ　略		ア　法第16条第３項の規定による勧告	カ　略
				カ　法第43条第２項の規定による許可又は認定		イ　法第17条第１項及び第５項の規定による命令	キ　法第43条第２項の規定による許可又は認定（本庁確認に係るもの）
			９～12　略	キ～と　略		10～13　略	ク～な　略
				な　建築基準法施行令第137条の12第７項の規定による認定			
				に　略			に　略
				２　略			２　略
				３　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する			３　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

				法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ　略 4　略 5　長崎県福祉のまちづくり条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 ア及びイ　略 ウ　略 6　略 7　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。				法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ　略 オ　法第53条の規定による報告の徴収及び立入調査 4　略 5　長崎県福祉のまちづくり条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 ア及びイ　略 ウ　条例第20条第１項の規定による指導 エ　条例第21条第１項の規定による立入調査 オ　略 6　略 7　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第54条の規定による認定 イ　法第55条の規定による変更の認

									定 ウ　法第56条の規定による報告の徴収 エ　略 オ　略 カ　法第59条の規定による助言及び指導
				ア　略 イ　略					
				8　略					8　略 9　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第８条の規定による建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言 イ　法第12条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定 ウ　法第13条の規定による国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下本号中「国等」という。）に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定 エ　法第16条の規定による住宅部分

											に係る指示、措置命令等 オ　法第17条の規定による特定建築物に係る報告、検査等 カ　法第19条の規定による建築物の建築に関する届出、指示等 キ　法第20条の規定による国等の建築物の建築に関する通知及び協議の求め ク　法第21条の規定による建築物に係る報告、検査等 ケ　法第35条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 コ　法第35条第３項の規定による建築主事への通知 サ　法第36条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 シ　法第37条の規定による認定建築主に対する報告の徴収 ス　法第41条第２項の規定による建築物のエネ

								ルギー消費性能に係る認定 セ　法第42条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消し ソ　法第43条第１項の規定による基準適合認定建築物に係る報告、検査等 10　浄化槽法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第５条第１項の規定による浄化槽設置等の届出等 イ　法第12条の５第４項の規定による公共浄化槽の設置に関する協議 11～16　略
				９～14　略 15　長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）第５条の規定による手数料の減免（振興局長に委任した事務に関することを除く。） 16　景観法（平成16年法律第110号。以下本号及び次号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲					

				げる事項に関すること。 ア　法第16条第１項及び第２項の規定による届出及び変更届出書の受理及び処理。（同条第１項第３号に規定する開発行為のうち面積が１万平方メートル以上の土地におけるものに限る。以下イ及びウにおいて同じ。） イ　法第16条第５項及び第６項の規定による通知書の受理及び協議 ウ　法第17条第７項の規定による立入検査 17　長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　条例第11条の規定による事前指導等（法第16条第１項第３号に規定する開発行為のうち面積が１万平方メート							

			ル以上の土地に係るものに限る。）

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
住宅課		１～４　略 ５　地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第27条の規定による承認に関すること。	１～６　略

略

出納局

会計課

出納局長の決裁事項	課長の決裁事項
１及び２　略	１　略 ２　警察本部が指定した指定納付受託者からの収入に係る調定収入事務に関すること。

略

別表第４（第12条、第13条関係）

地方機関名	決裁事項		
振興局	共通事項	１～28　略 29～53　略	
	個別事項	略	
		県北振興局	１～４　略

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
住宅課		１～４　略	１～６　略

略

出納局

会計課

出納局長の決裁事項	課長の決裁事項
１及び２　略	１　略

略

別表第４（第12条、第13条関係）

地方機関名	決裁事項		
振興局	共通事項	１～28　略 29　建設業法第３条の規定による建設業の許可の更新に関すること。 30～54　略	
	個別事項	略	
		県北振興局	１～４　略 ５　貸金業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア　法第５条、第６条及び第８条第２項の規定による登録 イ　法第８条第１項及び第10条第１項の規定による変更、廃業等の届出の受理 ウ　法第９条の規定による閲覧 エ　法第24条の６の７の規定による登録の抹消 オ　法第24条の６の10の規定による報告徴収及び立入検査

			5　略
略			
保健所	1～7　略 8　大麻草の栽培の規制に関する法律第21条第１項の規定による報告の徴収、立入検査又は収去に関すること。 9～13　略		
略			

			カ　法第24条の６の12第２項の規定による社内規則の作成又は変更命令 キ　法第24条の６の12第３項及び第４項の規定による社内規則の作成又は変更の承認 6　略
略			
保健所	1～7　略 8　大麻取締法第21条第１項の規定による報告の徴収、立入検査又は収去に関すること。 9～13　略		
略			

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表第３福祉保健部の表薬務行政室の項部長の決裁事項の欄第３号、同項室長の決裁事項の欄第６号及び別表第４保健所の項決裁事項第８の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第84号）の施行の日から施行する。

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥